

4 地下水に係る環境基準

表 2-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 最終改正
令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと。」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

表 2-17 地下水の水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和 2 年 5 月 28 日環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/l 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.06mg/l 以下	クロルニトロフェン（CNP）	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l 以下	トルエン	0.6mg/l 以下
イソキサチオン	0.008mg/l 以下	キシレン	0.4mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/l 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/l 以下	モリブデン	0.07mg/l 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04mg/l 以下	アンチモン	0.02mg/l 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/l 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下	全マンガン※ ¹	0.2mg/l 以下
E P N	0.006mg/l 以下	ウラン	0.002mg/l 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008mg/l 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）	0.00005 mg/l 以下 暫定※ ²
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/l 以下		
備考			
※ ¹ 概況調査（定点調査）で実施			
※ ² P F O S 及び P F O A の合計値とする。			